

平成 26 年度税制改正要望結果 ～ 設備投資減税にソフトウェアも対象に

平成 25 年 12 月 12 日、政府与党は、[平成 26 年度税制改正大綱](#)を閣議決定した。施行は新年に会期を迎える国会での改正法案成立後となる。

本大綱では、企業の投資行動を加速化させる等の観点から、「日本再興戦略」に盛り込まれている民間投資を活性化させるための税制措置について、年末における通常の年度改正から切り離して、10 月 1 日に前倒しで決定した「民間投資活性化等のため税制改正大綱」を盛り込んでいる。

JISA では、毎年、政府に対する政策要望活動の一環として、税制改正要望を行っている。平成 26 年度税制改正要望において一番注力してきたのは、現政権が掲げてきた「民間投資を喚起する成長戦略」の具体策である設備投資減税の適用対象に、ソフトウェアを加えることである。この背景としては、本年度創設された「生産等設備投資促進税制」の適用対象に、ソフトウェア含められなかったことが挙げられる。

本記事では、今般の税制改正大綱で創設された生産性向上設備投資促進税制と拡充された中小企業投資促進税制を中心に要望結果を紹介する。

1. 生産性向上設備投資促進税制の創設

質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図るため、「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を導入する際の税制措置が新設された。対象設備は多岐にわたるが、それらに関しては[他に譲り](#)、本記事ではソフトウェアに限定して紹介する。

類型	A：先端設備	B：生産ラインやオペレーションの改善に資する設備
対象企業	資本金 1 億円以下の中小企業	企業規模は問わない
対象ソフトウェア (要件)	① 5 年以内に販売が開始された最新モデル ② 最低取得価額 70 万円以上(単品 30 万以上) ③ 「設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能」を有すること	① 会計士又は税理士がチェックし、経済産業局の承認を受けた投資利益率(ROI)が年平均 15% 以上の投資計画に記載されたソフトウェア (中小企業者等は ROI5%以上) ② 最低取得価額 70 万円以上(単品 30 万円以上)
確認者	JISA(要件を確認し証明書を交付)	経済産業局
税制措置	○産業競争力強化法施行日から平成 28 年 3 月 31 日まで 即時償却と税額控除 (5%) の選択制 ○平成 29 年 3 月 31 日まで 特別償却 (50%) と税額控除 (4%) の選択制 ※税額控除における税額控除額は、当期の法人税額の 20%が上限	

2. 中小企業投資促進税制の延長・拡充

類型	A：上乗せ措置		B：現行措置	
対象企業 (注)	資本金 3,000 万円 超 1 億円以下の 法人	資本金 3,000 万 円以下の法人等 及び個人事業主	資本金 3,000 万 円超 1 億円以下 の法人	資本金 3,000 万 円以下の法人等 及び個人事業主
対象ソフト ウェア (要件)	①5 年以内に販売が開始された最新 モデル ②最低取得価額 70 万円以上(单品 30 万以上) ③「設備の稼働状況等に係る情報収 集機能及び分析・指示機能」を有 すること		・新品であること(中古不可) ・最低取得価額 70 万円以上 ・業務用に使用されるワープロ・表 計算・経理・給与・画像加工・CAD ソフト等。 ・サーバー用 OS ・サーバー用の仮想化ソフト ・DBMS ・連携ソフトウェア ・不正アクセス防御ソフトウェア ※少額減価償却資産特例との重複適用、 販売用ソフトの原本、研究開発用ソフト ウェアはいずれも不可。	
確認者	JISA(要件を確認し証明書を交付)			
税制措置	即時償却と税額 控除 7%との選択 適用	即時償却と税額 控除 10%との選 択適用	30%の特別償却 のみ	30%の特別償 却と 7%の税額 控除の選択適 用 ※税額控除は法人 税額の 20%を限 度(限度超過は、 繰越適用可)
	※税額控除は法人税額の 20%を限度(限度超過は、繰越適用可)			
	平成 29 年 3 月 31 日までに取得			

(注)資本金が 1 億円以下であっても、大規模法人(資本金 1 億円超)の子会社は対象外。

3. その他

(1)企業型確定拠出年金の拠出額引き上げ

企業型確定拠出年金については、中高年層で現行の拠出限度額がオーバーしていることや確定給付型企业年金では拠出限度額の定めがないことから、引き上げをもとめられてきたところで、JISA でも要望に掲げてきた。今般の税制改正大綱では、小幅な引き上げが実現した。

	(現 行)	(改正案)
① 他の企業年金がない場合	月額 5.1 万円	月額 5.5 万円
② 他の企業年金がある場合	月額 2.55 万円	月額 2.75 万円

(2)交際費等の損金不算入制度の緩和

交際費等(接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為の費用の額)のうち、飲食のために支出する費用の額の 50%の損金の額に算入することとする。

以上で紹介したとおり、生産性向上設備投資促進税制と中小企業投資促進税制の上乗せ措置は共に、資本金 3 千万円超の中小企業のソフトウェア投資を行うことにより、税額控除の優遇措置が講じられている。

これらは改正税法律案の成立、施行を待たずに、[産業競争力強化法施行日\(平成 26 年 1 月中下旬\(予定\)\)](#)以降で取得したソフトウェアが対象となる。本税制を活用して、製造業、流通業、サービス業等のユーザ企業に最新のソフトウェアの導入提案を勧めていただきたい。

(田中)